# しが志理

四十四

共六十

内閣文庫
和書
類
三五三四二號
六〇冊
三一一函
二二架
(四四冊)

内閣文庫
番號 和 35342
冊數 60 ( 44 )
函號 211 303

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

新撰地理志巻四十四

○書紀命百官貢進業厥書令其家訓子弟

廣氏家訓云古記數十家皆使自訓子弟百姓漸

同列人我之所能我亦能人之所不能我亦能

自損不如無才也

當事之日毋令人知人之所能我亦能人之所不能

當事之日毋令人知我一能一藝

當事者要令自信也勿令人知

謙卑之人必可與人共事也

○人如無物素則應物無從自在若有定物之素素

質之物不素則是人定即應而定

詩保地理巻四十四

○書説命曰有其善喪厥善詢其能喪厥功云〻

顔氏家訓云有読数十巻書使自高大凌長者恠慢

同列人疾之如讎敵恶之如鴟梟如此以学求益今反

自損不如無学也

学ぶ志ある人いう中も他のことを止むこさのこ一段慢を

養ちいろ〻ろ〻ろ世一箇の門をたて人と殺後

出る学者多く自他物の念よ脱こ身私ろ子

深半ある乃こ世人の見を忘れる位なり

○人心如鏡物来則應物去依旧自在不曾迎物之来亦不

曾送物之去唯是定而應應而定

性理大全三十三潛室陳氏語ナリ

嗚呼人心い徒のゆゝ情愛為帰の塵を拂ひて常に明らかにして物と照らす仏の蓋し終業の為なると迷ひ云云と為めに貪欲憂患の為なると拒ま云云

うさうを怨ゝ云時如何よ常に常然として安擬なく人心人皆小及して尽よ為めと返ひ釈よ仏ゝ且て悟ゝも者ゝ為さ常なり

○今禁中よ立獅子物大一ツい弘法大師の彫刻一ツ後陽成院御自作せ所ゝ世ゝ とやむゝ言葉の我西よ帰ゝ市る獅子ゆゝ東方の南門よ寄ること西より来る所物と称せゝとて物と言葉と和訓通す

遊仙窟林久玉獅子の注よ陳云以玉刻為獅子安状及避鬼魅并得鎮押戯席といゝり我西御簾の前よ置法と云も是なり業花物語よ後法ちつらひ法師ちとて御帳の前ゝとゝいぬるの人とも常の中ゝ同ゝ言ゝ

或人問帝宮御社よ置い異邦和西同一仏法よ置も是よ為ひさるゝ口然り但ゝ七仏経よ有大神護伽藍其八よ獅子御あれて為金剛の後よ獅子と置も彼の彫刻也

○四月八日灌仏會浴仏功徳経と云ふよ吾陽と仏て浴仏よ香水と用ひて灌ゝ浴りよ浴水と以て仏像と浴仏さる用る寺院ゝ中も世人の教の灌法のゝ為り彼経浴水偈ニ曰

我今灌ニ沐諸如来　淨智功徳荘厳聚マル

五濁衆生令離垢　願澄如来清法身

○兼好法師観応元年二月羅病上皇聞こしめて典薬院
和気清元をして伊賀の国より召しめひ且薬毒を
仰せ給ふ伊賀守成忠使俊を馳二月廿七日奏曰兼好法師生死無常
の意を思ふ所の事ところ〻として仏を捨て法華を用又
経教い近付の民より元てけひ〻〻〻〻二条の良基云い年
来和歌乃友なりしかは俊と同人なれ給ふ伊賀の国より之
紙へのひ〻十五日兼好法師伊賀の国人山の神田井の谷蔵
上皇主上還幸勅祐ゟ〻年京八月廿五日薬教寺石鳥居三貫を初
ひ田井の所より墓を築遍照寺の傍より命して伊賀の国分寺
薬師寺と勧め〻し月廿七日俗権僧都の印〻寺を離の八月

季〻記也

元弘二年乙卯俗名の高名十年の意忘ゝ所也
雲村の恵門中絶と云絶年絶年と好貞享丙寅の夜
拾遺抄と述〻て法家の抄初めとる和と難任せり寄
之人事義の半ゝ乙卯の夏自伊賀国より到り俗名の
古塚とゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ国見の山頂祇園寺の祠の傍より俗名の祠
跡有所国の度面立古佐の光成として俗名の志録と猶
う決定名所の傍と清〻より彼俗名乃ゝある和尚と云
候間より清〻て筆と深ゝ多ひ〻〻〻〻〻〻〻使稲生の神主
堂山蔵屋の村宮名りの家より発む見より毎年二月廿日俗名の忘
と行ひるとそさんい所りゝ人の名石年の意忘い事実

三千風ヲ行ひ無始佛教の百七十年の遠忌ニ京
師の黒門氏ニ乞ひ相七一時俗変の後変石表乃末
いつるる因縁をてうのるに人この志愛りるるや竟乃ち
あ氏漢門補云の四塚い　水戸黄門公碑と立のし
第根の佛石の外　初時我い京師い黒門氏正刻補足稲荷再修
せる濃州山形郡佛ニ信形改の人れ墓といい伊賀守元
和尾州の老臣　浄掃して碑石と刻せるる形殺ふるよ
石河氏
いるるの見ものも為ろ人さ宿源ものそ作ん世ょ力あく
荒廃の石い再建して後世ょ伝ふ
作る

○乞塚奠庭上之供

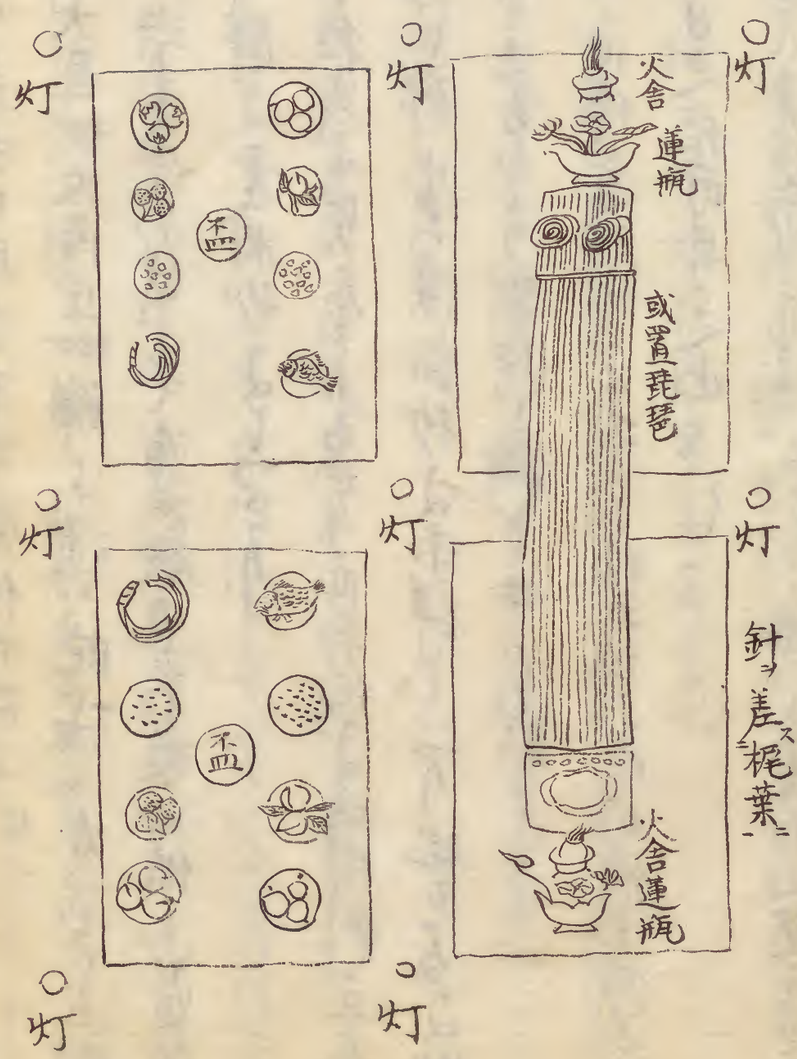

三千風そうけひ魚始信敬の宝十年の追善ふい京
師の宗門氏ふるひ和七ひ明暦度の度度百表乃末
いうなる因縁をてうのるへ人の志愛りるもや見乃よ
あ氏漢門捕玄の四塚い　水戸黄門公碑と立のひ
笠根の塔石の碑　羽州　出羽国秋田郡　再修
せる濃州　山形敬源氏信形改の々代墓とい伊賀守正元
秋尾州の老臣　浄瑠璃　碑と刻せるる形敬ふるよ
石の氏
いるなる見笠も紙るへき宿源よそそ作ん世よ力あく
荒廃の石い再興ーて後世ふ丙ふ寺ふそ見へ
作る

○[illegible]奥庭上之伏

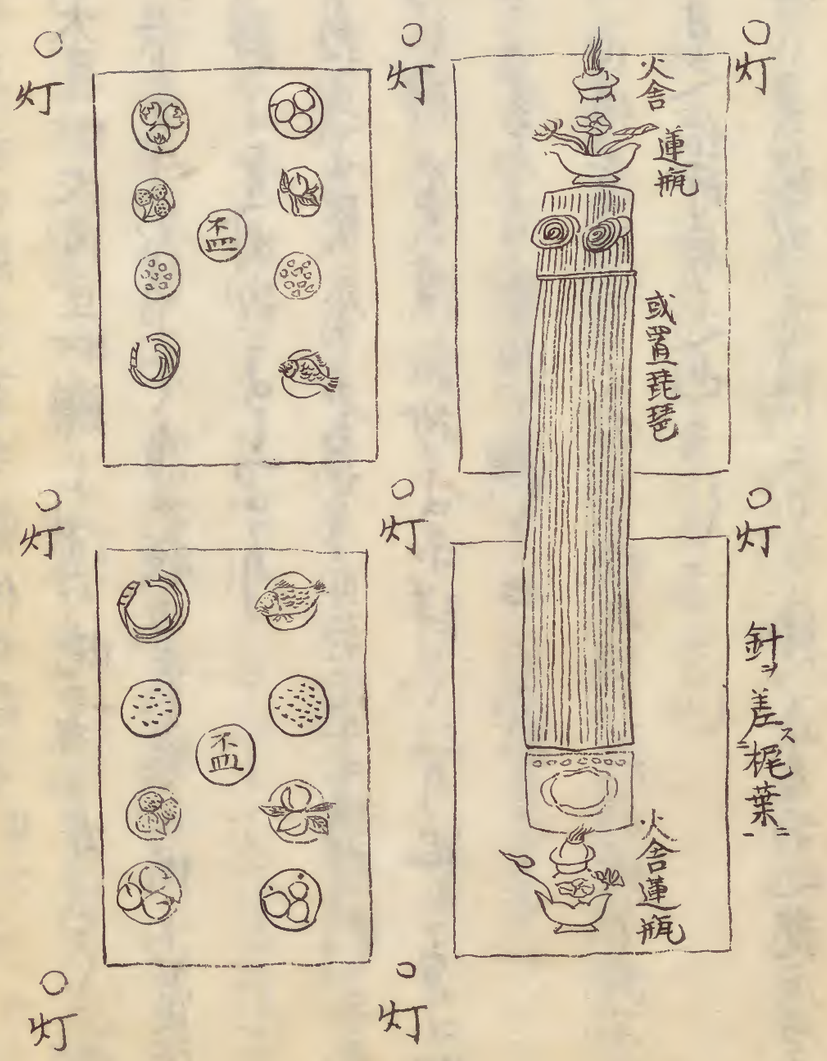

立朱漆高机四脚各有折敷供物茄子二樸桃実一樸梨子一樸
中土器大豆一樸大角豆一樸鯛一樸干鮑一樸ゝ右のゆゝ二脚但
置やゝ上下及すわけて清涼殿の東庭に供ゝ管絃と奏
する式詳に雲図抄によりてこれり
○榊いかに紙或に貫ねて書せり口和紙に枝榊刺立為祭
神木云ゝ榊字い漢語抄に出詳といり掘とるに榊称
ねの名に書なり綱引と輪と中ゝ新云ゝ
○職原抄曰侍者些抄に不ゝ称五位六位の侍と曰不古体
但准近日之俗所号之也云ゝ
此等い呉記抄て後人の半添てこれる而に親房の言に
非ず侍ひの称い上代よりあり戸人今に曰侍人云ゝ是と
俗侍とも称す老人老者の為に上よりの命ゝの二所
を侍の者の称呼也侍い字音に従く第名りといり本朝親族の中と以て
侍に補す中世家のるとこ云者也
○六月祓 夏祓荒和等の字と半万葉集に和儺祓と半
てなこ一のもゝと濱り儺と和邪祓といに言く
○儺い疫鬼の名なり
後撰集の加茂川のみ底にてこそ思る月と行て又人や
夏祓をるといふと宮ゝ所ゝ注ゝのもとて六月忌出河原
臨て又納涼及絲竹之在に及侍奇の異恒例也といり今
世京師添とて此の事に出て在異なるも昔よりの風俗と云
なり

○又近衛院の崇駕も後鳥羽長寧左衛門尉 初分出家法の新院と
半と称りしゝ人なりしゝ世の疑ひ多くしてやそれ崇徳院
い白河の帝は儀りと変のひとたるを略天位と後せのひ
半正統は付継新はさ作り吳陽も（き補仁白河の
法皇之を御足脚の宣仁親王は立たるゝと仰て補仁
も立坊の由なるゝしやや崇徳院位と為り捨させのひい為
の之皇あるらよを帝と潼光まして崇徳と為
ゝ系らせられ之市皇仁親王御位も御
れい近衛の位者よもゐ（さと打ゝてゝ半
なり後は法皇者も崇りて宮流と位合れ
半もゐゝやを院の御願御足後白河帝立たるもな
くて位は即せゐひもいて白河帝は
そ保元の凶礼を見て骨肉倫理彼を抜礼
之皇の宮と後ゝと迷ゝ為りしも為代帝の勇行
○白居易ク高山路有感侍小万里路長在六年今始飯前経
多旧館大半主人非やゝ吟せゝ
されい世の帝ゐさゝゐ作感と変ゝゝむ為古と世の異状と侍て
非るのゝ人さの人世ゝ人の化変幻のあさゐ世よゝもゐるさ水津

の身と布一てゝ本年の品とする一御位と奏り世よ明人よ流ひ
或い古墓の石を掘めて一段い掘り或い苦〳〵或い楚々半
定め方〳〵先と行て死と行（さき）さ（光陰）流電の如一吹毛芙蓉上よい光
かゝ〳〵飛散い芝一鬼倶の〳〵事体又金石よあ氏林形見孫よ笑一ロ水
光の物語小軍一野馬候迹と迫ふ不着年仏塚擅場多くい芝か年の
人なり半一と埃と飄ひる服体い墓の花とゝ中て散り消ず
蝋燭の常い秋の蕭よ之立て房川

あさ殺の所それのこそ〻愛の世よおとろぬ身のこそ〻ありさ

○布とかゝ

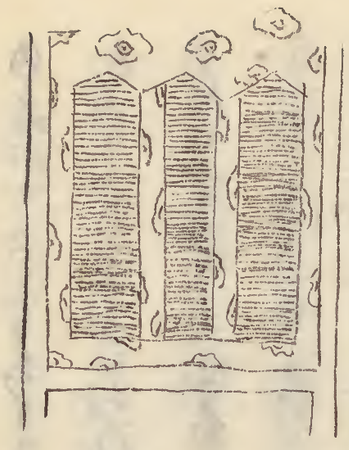

## 俤然草

村上院の御記四天暦八年三月八日母后崩二十四日今朝
撤翠帳御簾改麻芦簾以鈍色細布為端帽額云々
西宮記も亦日さ〻通典古人帽而額と云ふ所の帽
額以の板とゝろ所の非也もの〻い常の簾よも上
の端と帽のまゝ中ゆとゝ所けもてゝ〻とゝ云ふ
そのゝ〻〻〻殿上着い翠簾とゝけゝゝ〻帽額と云ふ
ゝ〻人の此と方立てとゝ〻とゝ〻ゝ〻のゝとゝ知て
とゝ〻〻〻信ゝ云水川いゝ〻一布帽帽額のゝいと
と先後ゝ〻れとゝりてゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻

扁額と額とゝ門上の額ゝ所ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻

○荘子篇に曰不利に貨殖不近に富貴不羨に寿不哀に夭不栄に通
不醜に窮
世俗政こゝろにて貨殖と為て富こゝろにて後勢に衒ひて
と貪り死と忍ぶに通を不驕傲にして困窮に憤怒して怨と衒
ひ能と敬さ親疎只時と対逆旋あるに哲軍に屈
周の罪人のこゝろあるに列子の神なるに対して貪婪の賤
と法めんの為なり
○御宮家に伊賀元にて仕へらるゝ家力士なる元いえ藤田伝
長元伊賀の上野の城に筒井伊賀守と云ひし時
北之方及筒井の家人数亡せし者若し所に帰り国侍の御
家人に召仕れるこゝと 元思召て伊賀の浪人と一家に集
召寄て作るこゝ仕合なりて小西家の小者に仕へこゝとせ
と云古日に実と形浪人と成さもひこゝに伊賀乃者
とも親類に及ぶ時作おさまるに沙汰武功も第用も
乃者なれて出合に組合と成めに為に新田の四
仕すこゝ御つ馬の何科と御ふこゝて高平余諸子
五千石余の地と乞申て永く法家人に推り服部半
兵衛伊賀の父方武功の者に所に帰りて元に仕へ出
侍て家こゝ後一万五千石御ふ為ふ為て浪人に仕
城中守宮御の婿なりこゝに依家小家令せり夜の役に働も
乃こゝに死厳なりしに主人て云ると云おさるこゝ小及てさ
ろこゝ知主なさ変なりしに丈より乃帰なこゝに御ふ第石子

仕へ〻う宝永八年の春主人宮重朝臣神後の高田（改封に依
て服部氏も北国に移りぬ）二月五日仏平ト徳寺入寂元
○辛卯の二月奈良の松平右京亮綱豊の高田（後に改称し）
宮綱豊侍従命下とありて奈良に帰る宝永七年
右の新中守宮綱又の名仏平ありて移り住せられしより
右の侍従宮良宮の宮重代仏平まで世代九年五年に
及ひ住りしに主人も代古より住むに堪せ宮に京東の
中津川てんのかハしも弱と物一伝る所仕宮の家来
奏と若しこ住りしを云ふ
なく亡ひ住りしを年好人改と称して裏敏高ゝり
代士民保ゝ住りとやれ宮めるさせのろひ

何の称り分伝るこさ玉敏分家所皆りあるとのあてこう
こ古々国ゝ住りし戦宮と着旗て又一旦集りやりて
散りられ伝るのこ何とう新てとこ（の男とる伝る
ゝさ行ゝ分る身い敏文とも知ゝす伝るとのと嘉さく
人命々悟ゝ為ゝ（伝る中小も徒去て海せ宮まて
新するいて見るさこそうゝてうゝめられ

○諸着原下村こ人死不歌一村平家哭葬無歴月

白氏長慶集より云こ宮平家の小村住ゝり況や
大新今とやこれい称名古府下云年宮分付墨やく
白日てかりの名身のこ二の楚とこめをくこ之を宮
たこひの死凡て黄石人とや南都より男ゝ小里こ男る

さる者なりぬせよ又月もいつまでとうけろ〳〵さ二月十五日
東風あり〳〵しうり〳〵日光知恩院戸村氏武家人伊勢
参宮のうへ方さ来るのり後ゆせ〳〵うり立て出さる〳〵
うり〳〵わとよふ所よ行のりて二ッや〳〵傳らの世文がわれ
一文の門とむうへ〳〵家〳〵行るとて人所分為〳〵をおろ
者あるて〳〵立強さ〳〵うあおろ〳〵て人寄あ〳〵なの〳〵
流し死〳〵行し二日三日へて屍の流し物と童〳〵お
くりなんとせ〳〵そいて〳〵わ者の寄て為なれ
万寄皆非殿下の御一生寄墓を用名帖 新撰朝倉 長安の待
五十年の一度の内よ或因り供寄〳〵を傷流寄寄改変
人の物古〳〵よ非を為よ流を拭〳〵て法禁紀藻独仏〳〵と流ろ

い濃西京四〳〵御風よ亭を伸ひみ寄よ流ろ方北陸〳〵
して者の者よ似山河北四さふりて紙とる寄寄沢
月や行ぬ長や者の長なるぬ我身空月いとこの身はて
○霊鬼志よ曰何文者漢人也有一女子名皃義（ぎ）卒に死葬明日
見其塚尽成菊花故名菊花女亦名女郎花
とろろよい菊花の一名と女郎花と呼り我国なしあ〳〵
とい長なり
○大家よ菊道場を演習場ろ為て呼て利髪の者と雅
寄〳〵よ結せり
松ちろよ海人藻芥よ兼仕法師の寄〳〵伝河執柄し
ト被度云〳〵拙れい中世云郡よ〳〵ろ風伝ろ〳〵

同明治維新の時に際して
垂仁の后稚姫と為せりしとて
○辛卯の年太政官より諸社の神官任免の大あり去年の秋
清涼殿大閤殿下礎潔太政大臣よりなせりし去年の冬
神武の御陵改築の儀ありて御陵の宣下ありしなる実に
の御姻家なる所行なりやいかなる御威徳も天下に輝さ
清水報のつみしなる清水又せよ新なるべしなせり
同春二月 兵部卿親王 京極の宮 御諱文仁 かくれさせのみ御年廿三と
しされば後陽成院の清涼殿の清涼一品式部卿親王豊臣秀吉の
清行なりて八条宮と号しなりしなる志仁親王早逝
しし後水尾院の皇子なる徳仁親王 後御水尾と称せり
仕て薨去なりて御嗣なりし後西院の一ノ宮長仁親王
御猶子の中なりて八条より移らせのひしも又程なく逝
去しなせり其の中尚仁親王 後御嗣として淳仁
天皇なりしなる中の中尚仁親王 後御嗣として淳仁
天皇なりしなる中の中尚仁親王 後御嗣として淳仁
天皇なりしなる中

仮ましく、おもきの傍う言よ恐ひ彼清社とあさ迄ち
驕ーあせさせるひーー不敬の御祟りなんとせーー実
よ打捨て法経翻るべくなれさせのるも一奇事とせるる
こさるやされい何るも家敬るて人分のとうくるらよさ
半といえ人作るて安産の器風い弥一個と不倫奪祈の徳
鬼い考祈とも不通祈とおて懐とて不能帰とおて為る
半とるるて山帰假名先異倫よ教示ちまるを示
ふつさ半や市夜の用るる七清三蓋迄て為宮もかち
内さ分人あ祈せるまーる御願いるるるる作るるや
○天正三年肩長久年の後祈れーー時迄田の御幸長久の
後人あ祈言ある家と礼敬す後家の女とも井てあよ言り
しる四者よ及んて元四門の辺よ後如と打捨てこーと
如御原て御器前村よ西原ふーーる後ひ行々
後七度ゆりの去も皆失せて四村浄原浄寺よ参りて
後作りしさあれて後元長久よ会郷の時於西家ふて作り
あや後ろ死よる時竜奥寺の器東夜和尚一個と渡して香と
指せるるーー元原三年の冬元百四十家るるーー
○八王子十人同心元甲州武田家者之 神君御領の時よ
後家市三度敵川勝頼滅亡の後と
伊賀同心二組四十騎 伊賀之別よ来て奉仕
根来同心二十騎 元豊臣家よ属せーー大坂陣云の後よ徒
甲賀一組六力二十五騎 元い勇者の時を以て旅て御者ち
御行をせるるてさより参まる
尾張家御附属御家先 南部信濃守 阪辺忠左衛
竹腰山城守 内外衆なり

紀伊殿　水野殿　お夏殿　力
水戸家　中山備前守
駿河殿　島井土佐守　二千石
朝倉筑後守　二千石
甲府家　坂部備後守　日
新見備中守　日
館林家　牧野内藤守　日　御外様
室賀下総守　日　御外様
　　長坂信濃守　千石
　　和泉宮内少輔　三千石

○天地の間東西凡そ吳れて南北五段日を限る二月往て五月歸
暑熱殊に甚し一年に一度日を限る二月往て五月歸
む或は五年の間歸むと云蕃の長さ一丈三尺八寸殺多とも
や蘭州い唐山の西北の隅にあて安南と凡そ五千
程て云〳〵五月の比行程衣を重ねて出水三〳〵井
と掘〳〵ても水とならず津液ばかりあて淘米の飯を飲食

の用に充る故に婚姻と法へすも童孤の殺とゆひ
二三名持行と蕃に寄せ獲呂堤のかさ印蕃と云ふ
俺東浦塞の人自称て我とてふすと俺と云又皆と云
咱と云北人も亦是に同〳〵そとろう人い蕃にとり
角禾石　猪牛の所官
石蘭ろうこ〳〵さのすく凡禽獸同〳〵とのも古地吳なれい
かもの不同ひり
梅花い日本より唐のい香沢と云桃花い日本より
沢ろ〳〵て麦熟ゆ赤もも〳〵玉ゆ書ゆすと
〳〵ろ新家之明法代〳〵の伝呼々候古々ゆ〳〵
永玉とても亦是より同〳〵
○臨済流い古〳〵より三師一人の法を紹て世〳〵流世に書国家い

中世第五祖の法を以て北山に入れ寺の法を
受て近世卍山和尚に伝ひて四世系朝
稲よりて久しく祖と称する若狭国の産にして
仏祖の血脈に於ても本師又の法系と信て他の法嗣と為る
事と耳しく云やと聞
されるに五祖の門家に入会と寄りて此年寺外宮系
のこと寺にて清ひて四嗣法の弟に帰して命を清ケ
但し北山の寺院に於て五祖法と嗣者に非ず
東照大神君の嗣命に依り天下護り神系の命令と
宮にて新造に出事と云へり中世の事に依て
法いかの指揮と受しめんと仍て又命を以て云所に

に記させのひ[illegible]五祖の曹洞家に彼こと寺に入会仕る
按るに卍山等の伝いた山の祖とおさて法とのり
せんと中は度の清い未寺に拘に伝授をもとめてや
行事も時に[illegible]乞非の海を法[illegible]思い乞も乞
[illegible]非も非[illegible]品智の伝[illegible]と乞[illegible]
伝家のこと[illegible]世人皆知乞

○ところの十マキい稲苗とのこと[illegible]
[illegible]に漏らせ竹の皮又い茎草に[illegible]
[illegible]をゆ[illegible]嫁久[illegible]黄或い石灰のあ[illegible]て黄となり
栗餡
蓋魚と塩に漬て乾るとこ干[illegible]

り奥縞いうまれこのすくされたる日本の製とおもうされる
拙小筆へ作る
是い日本の名物なる非也の文章なとゆえ云ます
記すや

○八珍

猩唇　豹胎　金蕊（セイ）　黄帝の舌下の肉なり　玉膾　炙の名い牽羊なりと云
紫駝峯　素駝の背肉也　熊蹯（クマヒラ）　龍肝　鳳髓
○倒鼈気（ビイトロく　ヤウラクモノ）　硝子とも云ふ也ほ仏ゆを常味と云
紋銀　細編い上品の浪く南蛮なる編い下品也
敲面　唇物の表帛く　筌　外題へ書奏　恢也
牙籤　象牙をもて小筒とする一枚ゆとの唇名を書さけて活板
又やはりさ活字なるよ

活字（ウへ字　板本とも）　扇楠　扇ノカナメ　抽汁（ひきあ）
耳窊（アツ）こ　ら　ら　瓶（ヘイ小さくにもせとも壺瓶共に用ゆ竹筒なり
文鼎の勢い附とも云ふ
○道路の一里塚いつとる〳〵表（ムラキ）も多く立て所へ所を他
つて文と云へさるるもいつ〳〵幸仲の長前東海道下
の里塚と改め絵師のいとりの中ゆ立るとの事なる
ものさ方実本のの之月今セるる又歌乃図門と彩よ也へさ也とて
熱田の歌代本活字の歌代本清次の歌のあく古法と繁さて
用ともゆさもの古とやゆ
○去寅実樹田沖宮の阿弥井と渡侍りしよ井戸和水と波
そして後去と帰りよ砂像よりこめ代て去年のり物のたさて

[illegible]
[illegible]
医王院の院主[illegible]度寂せりとぞ
○愚かなる人とて[illegible]
[illegible]嗚呼と申して[illegible]
[illegible]嗚呼と[illegible]
[illegible]嗚悲南蛮
[illegible]嗚悲
[illegible]
[illegible]
○色い老而衰智老而多[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

のいそうけよるめさ方の[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]
[illegible]

同一医に依て死するに古代と今医と世と同じくせしと
云へる早世の人なれども伝史と考へ合るに不異為れば死
天命のごとく医のよくなる右なるべしなるべしんや世ふこの変ひ
なる人医と服むるもとしいへさのごと
○筍とろろ汁 此時筍を逆に用ひ多くこの芽けのこい
実を造化の巧とこれ所の作根が筍のごとくなるを
称て古と称環と称ふせ古さとぬりて稲の後名人
此用の筍ととろろ汁一の二品てとろろ
露青 同筍の法 蒸筍 二月龍髭筍 冬より後に実
に雑筍多 鞭筍 六月の比 の落ると云事
なれの大なるあり 俗に用て長崎にも時々なる

○耳環い婦人耳よりとれる環耳色い玉或金張にて作り女
の耳よりさす器也一名耳塞ともいふ伝わて
雷圓い道士の耳よりとれる環也
○呉邦の餐 慈母の脈絡より同じ
粘果 栗子カヤ 核桃 龍眼 水果 蜜柑九年母 栗 藕
茄子の形 茄子の形
米食 炒米 糯イラカニ 臘味 臘鴨 臘鵝 臘肉
海味 海参 海蜇 明ヒヤ 湯 麻湯 肉丸湯 奥 餅 餅 饅頭 豆砂糖
酸湯の形 酸湯の形 の形 の形
熱菜 鹿筋 奥 肚 肺 ヲメノワタ 醸蓋 醤酢の肉 桂 椒 胡 茴 山
猪盆 猪の盆 蜜 鶏 ミツチ 奥 鳥 獸 肉 猪の子 ヒ
大槃十盤也 鮮 猪 小 猪 して知るべし
○山田、古木ケ崎の脚子とあるを堂より迎 仏像いと

饗田の經堂の如きのみ一旦荒廢の後官司佛像のみ
り取りて搭一或いは出し又は焼失してなると或人役
歡迎の儀とて〻大の庫より取おせしと傳の御雲清水
再興し〻為ケ倩よ安置せしとして
○石清水神本地堂三尊の印なる師院の像い行教和尚宇
佐よりとり帰りて安置せしに像の白毫なし
白毫の如とい宇佐よりおされし所なりと今石清
水の像と白毫の所院して祢ものいなるなるなれ
ども元白毫なしとい異なり
行教の手い玉ものありとなるや彩色い和社造深堂
近き市よりの人行ろ

○俚俗有疫疾者鄰里不通訊問甚者雖骨肉一生親亦或
委之而去或者以曉之謂疫無傳染不須畏避予以為
誣之以無染而不必避不苦告之以雖有深而不當避
者以恩義一言也 朱子大全七十一 省文半之
凡疫疾疹流行の時に避てをつるる者倭漢皆
同疫癘と忌まして病者と所なる死
を〻しむる事と五雜俎中もいあり我邦紀州熊
野及肥前の所方村等の俗伝も又是小同不〻の
於為是と病い親戚訊問と彩者実よ思義よ背
対文武門のみよあ〻さろ小やたとつい親門明友朋伝よ
及ひぬるとゆてい出行て是と敬ふよもう死せとう切

と一忘日にて云物よおさるとのとい人をと人とせんなる
よ物よ忘れてをぼうさるも尝を見をとを吳りとせんやせん
併る半なりとも自死にさとやや
○野州那須郡の殺生石奥州会津の島の名地獄共いよ硫黄の
あるゐ紀州高野玉川の水神度妙者山の池ゐ赤目し
目玉熊川の辺砂石有蟲数〻蝿数〻とゐ皆硫石の毒ゆ
○金剛鍬或い金剛砂て云西番原山よ在り一典籍便覧
よ見にさり和玉ゐ州金剛山い此硫ゐ石なり目玉花
多川もかゐ也和の花多川ゐ信よ金剛ちやうとこい金剛砂
の此ゐゐ
○寒水石石い羽州月山より出ゐ試金石い紀州熊野より出ゐ成
都沈よ石陵ゐ目陽雜俎よ陵石と載せ清南松の方山
明陵崖石ゐとこて和玉山球の玉多者の下岩陰とゐ出る
陵石ゐ勢州度会郡も陵石ゐ行ゐ云和信郡石田辛ゐよ
して莖微陵のやうゐ石ゐりあり
○和玉医家活り用ゐ薬ゐ多し沙参宋板薯仁胡黄
連百部何首烏物脊藜蘆羌活等の形甚真よ似さる
とゐ石と以て称にて一丈薬い生死安危の明ゐ如和て
今輝て和にうゐ尝病と治せんや出つむへきこいゐの
医ゐ人生を活心仰慕にて労勞と傷ゐのこう氣絶
労逆の内邪と偏ゐよゐ風寒暑湿の邪和と
せ〻半ゐ刻に内ゐ氣ゐ逆ゐ溺れゐ宿歩ゐ敵ゐ矢ゐ

流行とや況や此年の流行とや況や去年の業疫とや況や土
御門と優り遠劣なるよ何さる者なるや唐医何の者も
なく伝業潔前と云ふ人よりふ方よ業併と腹して却て
死よりも苦しく痛むこさの苦しさ小河ふやや
○清の康熙帝八年乙巳（本丁丑宝永六年）仮御門天皇の時なる吳志
の半ばにて和して教ふ師の門人五の内なる吳志
西僧一念よ御ふさん邪教と云ふ年少医
なるとて云明書信仰とらめ一念の邪僧と称する教人
刑罰せられしなん御ふ後よ信用ふと分て信州よ
遠流と監せしめ給ふ方よ吉凶医学ふひ
且要教任獲般ふさ方民庶教ふ安ふ仕ふ人長崎街後

○肥州長崎の港よ雑豚と教すと云て業とする者ふ元雑
豚の教ひと云ふ者よ沖と沖し出せふ打込て教ふ去年庚丑
の冬仮男一匹ふさ小沖と沖する移財なりふ書ふ例
乃ふと教すふ人ふ沖よ方ふ所の吉中よ却仮
沖とたふ人ふ没入保よ為り打ふ為て御よ喰味（カケモノ）
し死よ死て書ふ及ひ和の者ふ為ふ為ふ地獄の中ふ
引ふられても苦ふられて為ふ為ふ書ふもやあふれふ為
業の教ひ的苦と況ふ為ふ髪ふ為て家と却ふとやや
ふれいせい天遠の西教い天正の西教年傍酷の業意
ふ別ふふんや 今一説と清ナ文豚と云年清よて教ふとふん
○今の薩州侯右中将吉朝臣実布よ清て鹿児島の城に

東照宮と造立一去庚申月十七日近所のまりて祠と
なせる別当山門の新堂院宗と仮て開祖一日光
御山寺の会の後家より列一南照院と号一石の祠と
寄附一宗旨院と建て元より属せしむ又去庚申出来
物軍家の霊祠と崇めらるるや
○三州吉田山東遠州見付府あるとりまて宵宮あるたさ
る紙巻花りて上ヶ端午の花ひて　紙巻の本一文余宝貴
紙巻一枚銀石四匁ものそ
先宵の来りて人々賑しよけ端午小い合家の紙
巻を庚さ而或い河原より拾ひ〳〵互よ矢と申家の
男女寄りそて内者と鋪し洗口拾ひ半して鋪ひ巻
又屋内の書よ始半の閑せらるる家を記す

○我尾州六月十日の馬代以て引あり〳〵文化別よるさ
半ととて元端午祭田の社を〳〵馬より半乗りてあるを
社佛閣も法氏るとり半よ始るとや文福の法甚
見らの馬の以ようて喧嘩ものしを沙汰
ようて元一ける
○老子長生とい一て後の道家元よ依て神仙不死の法と云
る服丹神薬の術と次服石脂等方際庭硬ものり唯く河と云り以
甚不生厚よ能長生不終と山る元形骸不得て長年と保ひあ人
○今加佐寺院仏像よ鍍と供せらる恵い即食
元と豆変制　登以銅為之
高廿一尺三寸二分　口径り寸
深廿三寸六分
如と云い非るり

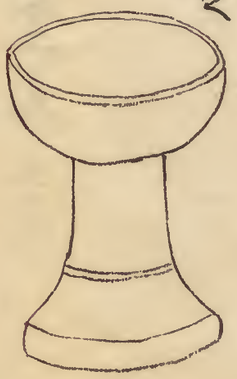

登ト豆ト不同登ハ以タニクヅキ从又登ハ及ハツナリ

籩ハ竹ニテ制スカタナイ

登ニチカシ此ヒ等ハ皆漢ノ

器ナリ佛具ニアラス

高サ九寸二分

口ノ径リ九寸

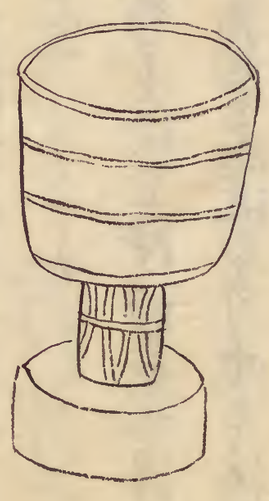

国立公文書館
National Archives of Japan